

第1回都市緑地法に基づく基本方針策定に向けた有識者会議

1. 日時

令和6年7月9日（火）15:00～17:00

2. 場所

国土交通省（合同庁舎3号館）都市局局議室

3. 出席委員（五十音順、◎：座長）

大嶋 優佳	経団連自然保護協議会事務局次長
坂井 文	東京都市大学都市生活学部教授
佐藤 留美	NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事
谷口 守	筑波大学システム情報系社会工学域教授
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授
横張 真（◎）	東京大学総括プロジェクト機構特任教授
大道 和彦	東京都建設局公園緑地部公園計画担当部長
奥野 潔	神戸市建設局公園部長

4. 議事

- ・緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標について
- ・緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項について
- ・緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針について

5. 主な発言など

【緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標について】

- ・昨年公表されたグリーンインフラ推進戦略2023において都市緑地法改正がどのように位置づけられるかが記載されていると基本方針の意義が伝わりやすいのではないかと。
- ・都市と聞くと大都市圏をイメージされやすいが、基本方針の対象は都市の規模に関わらないと思うので、対象を明確に定義することにより、自分事として捉えてもらえるようになるのではないかと。地方部の人々が他人事にならないようにしてほしい。
- ・既存の緑地の認定制度があるなかで、国が新たに認定制度を創設する意義を記載した方がよい。
- ・ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、Well-beingの指標にどの施策が関連するか全体構造が見えなかった。目標（コンセプト）、それに対応する指標、そのための施策（何をするのか）ということが読み取れるようにしたほうがよいのではないかと。
- ・Well-beingをどう評価するかについては、どこに住んでいるのか、どのような属性かなど色々なことでブレがあると思うので、評価の仕方は詰めておく必要がある。
- ・「緑化」や「自然」、「豊かさ」といった用語について、コンセプトの整理とあわせて、使

い方を見直す必要がある。

- ・「研究機関の充実」についてしっかりと書き込みができると、緑地関連の研究分野の後押しになるのではないかな。
- ・「緑地面積の3割を確保」の記載について、我々の生活にどう関わってきて、こんな良いことがあるというような自分ごととして感じられれば、伝わりやすいのではないかな。
- ・緑地の意義について、緑地の持つ生産機能、資源循環といった観点を持つことも大事。例えば、都市の農地で食料を生産できるということ自体が重要だと思うし、樹木の剪定枝などが単にごみになるのではなく、資源として循環的に利用されることも大事。
- ・景観だけでなく、歴史や文化的な背景をもつ緑もある。例えば、名勝地などに指定されている場所に限らず、社寺林や神木などといった形で都市の中にもたくさんあるので、そういった緑地がこの大きな枠組みから漏れないような形でしっかりと位置付けていたきたい。
- ・緑地の保全・緑化を公的な機関は民間の動きを引っ張るため、先導的にやるという役割もあるので、それが見えるような記載があると良い。
- ・都市の公園や緑地は社会教育の場としての役割があると認識している。地域の歴史や文化、生態系などを学び、その学びをまた地域に還元して、地域をよりよくしていく、そのような役割を持つ公共施設である。しかしそのような認識が日本では足りてないと感じる。公園緑地の意義として、そのような内容を位置づけることで、自治体・民間等での公園のマネジメント方針を検討する上でも役立つのではないかなと思う。
- ・緑の保全や緑地の増進については官民連携が必須であるため、官民連携に係る記述は重要だと思う。緑地は公有地だけではなく民間（地権者、事業者、NPO など）での保全や整備も進められており、行政予算だけで進める時代ではなくなっている。多様な主体から資金やボランティアな力を集めることが必要であり、中間支援の役割の必要性にも繋がっていく。
- ・都市の緑化、特に民間も含めた取り組みは、本市としても重要テーマだと考えており、このたびの国の緑化に関する取り組みは、自治体の緑化施策を進めるうえで、非常に意義のあるものと考えている。
- ・緑化施策の対象エリアは、国としては広く捉えているかなと思うが、どのエリアを重点的に行ったり、質を高めたりするか、といったメリハリの付け方は各自治体が考えるべきだと思う。本市としては、都市の中心部など、特に人が多く集まる場所における緑化が重要と考えており、今後推進していきたい。
- ・国の基本方針・都道府県の広域計画・市町村の基本計画の階層性が今回の法改正の大きな目玉だと考えている。それぞれが担う役割を考え、それをうまく連携させていくながら、市町村、都道府県、国で一定の目標を達成していこうということを意図しているのではないかなと思うが、その割にはそれぞれのユニットが同じような役割を同じように担いつつ、同じような数字を目標にして、段々とレンガを積み上げていくようにしていくと国全体の目標が達成されるといったように感じ、役割分担があまり見えてこない記載になっている。それぞれ得意な分野をしっかりと担うということが必要であり、役割分担

の明確化が必要。

【緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項について】

- ・自治体の体制・予算が限られているところで民間の役割が期待されている。一方で、緑は目先のマネタイズが難しいという認識で、取組がなかなか進んでこなかった。それゆえに色々な場面での支援がいて考えている。インセンティブについて、時間軸・体制を含めて具体的に言及があれば取組の促進につながる。
- ・各企業はネイチャーポジティブの流れ（TNFD、自然共生サイト、同業他社の動向・グローバル投資家からの評価など）もあり取り組みたいと思っているが、この分野は人、モノ、金を投資してもリターンに乏しいという声がある。実務は重要性をわかっているが経営トップに理解されづらい。税制優遇・予算拡充といった考えられる具体的オプションの明示があると、企業内でも取り組みやすくなる。
- ・公的な緑地において草刈りなどの手入れが行き届いておらず、**Well-being** が実感できるものになっていないところがある。**Well-being** の実感を評価する際にはそういった視点も必要。
- ・機能維持増進事業は 10 年から 20 年に一度の大きなものを支援すると認識しているが、それでは日々の維持管理をどうするのかというのが気になる。より質を重視した管理を行うための予算、体制等の充実に向けた視点も必要。
- ・民間企業に求めることとして、緑地管理のためのキャッシュフローをいかに確保するだけでなく、維持管理する組織体制も確保する必要があるということもぜひ入れてほしい。
- ・緑地の広域的・有機的なネットワークの形成とあり、どうしてもつなぐということが重点的に言われているような感じがするが、どういうものをどうやってつなぐかというのが大事で、場合によってはつなげないことも含めて、緑地をつなげるものの質的な部分がどうあるべきなのか、もう少し考えていくことが必要である。
- ・支援の対象として、樹林地や樹木の管理に重点が置かれているように思うが、例えば都市の中にある湧水など生物多様性のホットスポットとしても重要なところに対して、公的な支援が不足しているように感じる。
- ・「教育・研究機関」の役割については、小中学校や高校、また保育園・幼稚園のような子ども達の教育的な施設を入れるべきではないか。
- ・都市の住民と NPO 法人等と一緒にいるが役割が異なるため分けて記載すべき。
- ・NPO 法人等と言っても様々であるが、今の書きぶりでは、日本の自然環境保全をけん引してきた法人の存在が見えてこない。長年にわたり緑の価値、自然環境の価値を普及啓発し、ボランティアなど環境活動を行う人材の育成、民間の資金やファンドを集めてくるといった役割を果たしてきた NGO 的な法人についても記載すべきである。これらの法人は官民連携のハブとしても重要な位置づけにある。
- ・緑地の質の向上については喫緊の課題。質を高めるためには、多様な主体の関わりが必須であり、中間的なプラットフォームによって官民・民の連携を進めることが有効で

ある。

- ・緑地の質を高めるための保全管理を市民の力で行うことが、コミュニティビルドにもつながる。その意義が上手く伝わるように記載を考えてほしい。
- ・「ネットワーク形成」にも官民連携のハブが必要で、プラットフォームとしての中間支援組織の役割が重要である。ただし中間支援組織には、単にネットワーキングするだけの役割ではなく、社会情勢や課題を見極めて、よりよい方向に進むよう、関係団体をけん引していく役割、能力が必要である。
- ・生産緑地について、今後 10 年間についてもいかに維持していくかが重要なので、「役割」の記載の中でも触れていただけるとよい。
- ・国、都道府県、市町村については、その役割分担と連携といったあたりがもう少し強調されると良いと考える。
- ・民間企業や事業者の部分で、緑地に投資する場合、自社の敷地に対して行うことに費用対効果が見えづらければ、費用対効果が見えてくる近隣地域でのオープンスペースの保全整備や、郊外部の里山の保全・管理に投資するといったことがあり得るのではないかな。民間の投資を引き込んでいくためには、その役割として検討すべきことの一つではないか。

【緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針について】

- ・経済界全体で見たときに、グローバルな投資家に認知されてマーケットで評価されることが重要。認定制度がマーケットに訴求する制度になるよう国際的な認知度の向上みたいなところも入れたほうがよい。
- ・「優良緑地確保計画認定制度と自然共生サイトの登録制度との連携」が何を意図しているか、もう少し明確化されていた方がよい。
- ・環境教育の基本として、気付く、学ぶ、行動するといった 3 つの段階がある。この 3 段階を意識した教育システムをつくる重要性を、普及啓発の項に記載してほしい。ストラテジックな教育の仕組みをつくることで、より大きな効果があらわれる。
- ・緑地の保全・活用を進めるにあたり、公園緑地をもっと有効に活用できるとよい。国民にとって身近な公共施設であり、学校・団体も活用している。公園緑地に環境教育拠点としての機能や中間支援の機能を位置付けることで、国民一人一人が緑地保全・緑化推進に関わる機会が増加し、加速度的に効果があらわれる。
- ・道路、港湾など個別に取り組むのではなく、それぞれが連携して公的空間を確保し、広域計画などの大きな観点で取り組んでいくことを記載した方がよいのではないかな。
- ・普及啓発、環境教育の推進の項目で、市民参加を進めるために情報開示の取組を広げること国の基本方針で位置付けても良いのではないかな。
- ・民有地の緑化を企業などの民間事業者に取り組んでもらうためには、自治体としてやれることは助成金・固定資産税の減免・容積率のアップなどが考えられるが、更なるインセンティブが必要と考えている。国の方でこうしたインセンティブを措置して示してもらうことが大事。民有地の緑化として、大規模なものは国の評価制度があるが、大部分

は小規模なものである。こうした小規模なものも大事なので、質の高い緑地を民間事業者にしてもらえるような仕組み作りが必要と考えている。

- ・良好な緑を創出管理する造園業者、地域性の苗を供給する体制の確保・育成も重要。
- ・大径木の全てが老朽化し危険ということではないので、そのことも理解した上で、樹木の管理方針が検討されるように記載については見直してほしい。
- ・地域固有の自然環境の保全に加えて、地域固有の歴史、文化の保全といった観点もぜひ入れていただきたい。
- ・緑地の認定制度は、検討がオンゴーイングで熟度が低いということはあるが、ここの熟度を上げていくことが大事と認識している。スタープレイヤーを伸ばすこともあるが、裾野を広げることも必要。暫定でもいいから、中小プレイヤーが貢献できる仕組み作りなど、何ができるかということを書いてほしい。
- ・農地のことに関して、個々には小さな農家でも、それが集団になるとそれなりの緑のボリュームを確保しているという状況。施策として今後さらに充実させていく必要があるのではないか。

以上